

4. 取組状況調査調査票、集計結果

(1) 調査票

また、この「消費者教育推進法」を受けて閣議決定された「基本方針」では、消費者教育については、「被害に遭わない消費者、合理的意思決定ができる自立した消費者にとどまらず、社会の一員として、よりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者を育成する教育」と説明しています。これは、文部科学省がまとめた「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」（平成23年3月）において、消費者教育の目的として掲げられている、以下の3つの目的と同じ方向性を示すものです。

- ① 消費者の権利を実現し、消費生活の安定と向上を図るため、消費に関する基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、これらを活用して消費者被害等の危機を自ら回避する能力、将来を見通した生活設計を行う能力、及び、課題を解決する実践的な問題解決能力をばくくむ。
- ② 自己の利益だけを求めるのではなく、他者や社会とのかかわりにおいて意思決定し、よりよい社会を形成する主体として、経済活動に関して倫理観を持って責任ある行動をとれるようになる。
- ③ 消費を、持続可能な社会を実現するための重要な要素として認識し、持続可能な社会を目指すライフスタイルを工夫し、主体的に行動できるようにする。

Ⅲ. 消費者教育の内容

これらの消費者教育に関しては、既に多様な主体により、様々な取組がなされているところですが、具体的には以下のようなものが挙げられます。

(1) 消費者トラブルへの対処法〔被害に遭わない消費者〕 【消費者トラブルの例】

- ・キャッシュセーフティ
→ 路上で美容に関するアンケートと云って声をかけられ、無料で美顔エステをすすめられ営業所へ。そこで高額な家庭用美顔器の購入やエステの契約を長時間にわたって勧められ契約してしまった。
 - ・マルチ商法
→ 知人から「よい儲け話がある」と誘われ説明会に行くと、入金を払ったり商品を購入して会員になり、新たな会員を勧誘すれば中間マーキングが振り込まれると説明を受けた。会員になり、友人を勧誘したがマーキングが支払われない。
 - ・アポイントメントセーブルズ
→ 出金い系サイトで知り合った相手と実際に会うことになった。相手は至石店に勤務しており、職場で会おうというので行くと、高額な商品を買うよう長時間にわたって勧められ契約してしまった。
- ※このほかにも、様々なものがあります。（その他【消費者トラブルの例】を参照。）

【対処法の例】

- ・トラブルにあったときのクーリング・オフ等、契約の取り消しに関する知識
 - ・消費生活センター、法テラスなどの相談先に関する知識
 - ・悪質商法等の消費者トラブルへの対処法
- (2) 消費生活に関する知識の習得、将来を見通した生活設計能力の育成〔自立した消費者〕
【例】
- ・クレジットカードやキャッシング等の経済に関する知識（クレジットの仕組み、金利の厘等）

共通

下記の内容を踏まえ、ご回答いただける範囲で、本アンケート調査にご回答いただきますよう、お願い申し上げます。
なお、特段の記載がない場合、平成26年1月1日時点の状況についてご回答ください。

I. はじめに

文部科学省では、消費者教育の推進を図るため、平成22年度より「消費者教育推進事業」を実施してきました。国内の消費者教育に関する取組の実態・取組事例を把握するため、平成22年度、各自治体や大学等に関して「消費者教育に関する取組状況調査を行い、報告書としてまとめたところですが（文部科学省HPにも掲載しております）。

この結果なども踏まえ、平成23年3月、有識者等からなる「消費者教育推進委員会」のもと、大学等や社会教育分野における消費者教育の基本的な方針として、「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」をまとめ、公表しました。

平成24年8月には、「消費者教育の推進に関する法律」（消費者教育推進法）が成立し、12月に施行されました。平成25年6月には、本法律を受けて「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（基本方針）が閣議決定され、国全体として、消費者教育に関する施策を推進することが一層求められています。

このような状況を受けて、今般、平成22年度に実施した「消費者教育に関する取組状況調査」について、各自治体や大学等における取組の進捗状況をフォローアップするとともに、消費者教育をめぐる最近の状況も踏まえた課題を把握するため、本調査を実施することといたしました。

Ⅱ. 消費者教育の理念・目的

「消費者教育推進法」では、消費者教育を「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びそれに準ずる啓発活動」と定義し、消費者教育の理念として、以下の7つを掲げています。

- ① 消費者問題に関する専用相談窓口において対応している
- ② 消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援
- ③ 幼児期から高齢期までの各段階に応じた体系的な実施、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法
- ④ 学校、地域、家庭、職場その他の様々な場々の特性に応じた適切な方法により、かつ、それぞれの場における消費者教育を推進する多様な主体の連携及び他の消費者政策との有機的な連携を確保しつつ、効果的に実施
- ⑤ 消費者の消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に与える影響に関する情報その他の多角的な視点に立った情報を提供
- ⑥ 災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深めること
- ⑦ 環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関連する教育に関する施策との有機的な連携

- ・インターネットショッピングやインターネットオークションに関する知識（インターネットを安全に利用するために最初に確認すべき事項等）
- ・家計管理（多重債務にならないために、収入を考慮した生活設計を行う）
- ・食品や製品の安全と表示に関する知識（取扱説明書等を読むことの重要性等）
- ・身近な消費者行政の窓口や被害救済の相談窓口（消費生活センターの連絡先等）
- ・契約についての義務と権利等（口頭でも契約が成立する等）

(3) 「持続可能な社会」への貢献について〔消費者市民社会の形成に参画する消費者〕消費生活に関する知

【例】

- ・個人の消費行動が社会に与える影響と責任を理解した行動
- ・グリーンコミュニケーション（環境への負荷ができるかぎり少ない商品等を選んで購入する）
- ・フェアトレード（生産者に公正な労働を保証している商品等を選んで購入する）
- ・地産地消（地域で生産したものを地域で消費することで、環境負荷への削減と地域経済活性化への貢献をする）

その他【消費者トラブルの例】

- ・訪問販売
 - 一人住まいの自宅に新聞の勧誘が来て、長時間にわたって勧誘を受け、仕方なく契約をしてしまった。
- ・点検商法
 - 業者が自宅を訪問してきて、水道水を点検するといって部屋に上り、「このままでは健康被害を受ける」と言われ、高額な浄水器を購入する契約をしてしまった。
- ・SF商法・催販商法
 - 無料サンプル配布というチラシを見て会場に行くこと、狭い部屋に20～30人が集まっていた。販売員の話術と周りの雰囲気で「買わなければ損」という気持ちになり、高額商品を購入してしまった。
- ・内職・モニター商法
 - 副収入が得られるとパソコンのデータ入力の仕事を勧誘された。仕事をするためには、指定の高額なソフトが必要というので購入したが、仕事を紹介してもらえない。
- ・セミナー商法
 - 会社説明会の帰りに「就職に役立つ」「自分を変える」といって自己啓発セミナーへの参加を勧誘された。一度行くと次のレベルのセミナーを勧められた。参加費用も徐々に高額となり、学生ローンの利用を勧められ、また、友人を勧誘するように言われた。
- ・架空請求・不当請求
 - 利用した覚えがないのに情報サイトの利用料金を請求された。
 - 出会い系サイトで一回メールをしただけなのに高額な料金を請求された。
- ・賃貸アパートに関するトラブル
 - 退去時に敷金が返還されない、マンスリーマンションを契約したが最初の説明と違う部屋だった。
- ・金融商品・投資に関するトラブル
 - 友人から未公開株への投資を勧められ、預貯金を解約して購入したが、株は上場され

ず、解約も出来ない。

- ・多重債務
 - 消費者金融、信販会社、銀行等からの借入やクレジットカードでの商品購入など複数の事業者と取引を行っているうちに、借金の返済に行き詰まり、返済のために新たな借入れをしてしまった。
- ・訪問購入
 - 「簡単なアンケートに答えてください」などと自宅を訪問し、押し切られて商品を買うことになってしまった。
- ・送り付け商法
 - 一方的に商品を送付され、代金を請求されてしまった。
- ・詐欺的投資トラブル
 - 言葉巧みに投資話を持ちかけられ、お金をだまし取られてしまった。
- ・スマートフォン等のトラブル
 - 無料ゲームサイトでの意図しない有料サービスの利用による多額の請求が来てしまった。

調査項目（教委）

団体名：

I. 消費者行政部局、消費者団体、企業等との連携状況について

(1) 貴自治体において、消費者行政部局（消費生活センター）等との連携のため、連絡協議会を設置していますか。（ここで連絡協議会とは、消費者教育を推進するため、設置要綱等を定め、部局間・団体間の意見交換等を実施するものです。）

- ① 設置している
- ② 設置していない

(2) 【(1)で①を選択した場合】連絡協議会の構成メンバーについて、あてはまるものすべてを選択してください。

- ① 教育委員会 社会教育担当部局
- ② 教育委員会 学校教育担当部局
- ③ 消費者行政部局（消費生活センター以外）
- ④ 消費生活センター
- ⑤ 教育センター
- ⑥ 教育研究所
- ⑦ 福祉部局
- ⑧ 警察
- ⑨ ①～⑧以外の行政関連部局
- ⑩ 学校関係者（教員等）
- ⑪ 域内・近隣市区町村
- ⑫ 弁護士会、司法書士会
- ⑬ 金融広報委員会
- ⑭ 消費者団体・NPO等
- ⑮ 企業・事業者団体
- ⑯ その他（ ）

(3) 【(1)で①を選択した場合】連絡協議会の設置によって、どのような成果がありましたか。あてはまるものすべてを選択してください。

- ① 関係部局との情報や課題認識が共有できた
- ② 学校や社会教育施設等への情報・教材の提供が推進・充実した

- ③ 学校や社会教育施設等への専門家の派遣が推進・充実した
- ④ 教員対象の研修事業が充実した
- ⑤ 教材・広報物が新たに作成できた
- ⑥ 関係部局が作成する教材・広報物に教育現場のニーズ等を反映させることができた
- ⑦ セミナー・シンポジウム等を共催した
- ⑧ その他（ ）
- ⑨ 特になし

(4) 【(1)で①を選択した場合】連絡協議会について、どのような課題がありますか。あてはまるものをすべて選択してください。

- ① 会議が形式的なものになっている
- ② 議論・検討すべき課題がない
- ③ それぞれの取組報告に終わっていて、施策の推進に結びつかない
- ④ 全体を調整する部署がない・人材がない
- ⑤ ふさわしい部署が構成員になっていない
- ⑥ 具体的な目的がない・目的の設定ができない
- ⑦ その他（ ）
- ⑧ 特になし

(5) 【(1)で②を選択した場合】連絡協議会を設置していない理由は何ですか。あてはまるものをすべて選択してください。

- ① 業務多忙により取り組むことが難しい
- ② 予算上の制約があり取り組むことが難しい
- ③ 協議会以外の手段で随時連携を図っている
- ④ 類似の協議会を設置しており、そちらで連携を図っている
- ⑤ 連携の必要性を感じない
- ⑥ 費用対効果に疑問を感じる
- ⑦ その他（ ）
- ⑧ 特になし

(6) 平成24年12月、「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、平成25年6月には、「消費者教育の推進に関する基本方針」（基本方針）が閣議決定されました。その中には、都道府県及び市町村は、「消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教育関係者、消費生活センターその他の当該都道府県又は市町村の関係機関等をもって構成する消費者教育推進地域協議会を組織するよう努めなければならない」とされています。この「地域協議会」について、設置する予定はありますか。

(従来の連絡協議会等、既存の組織の改組も含みます。)

- ① すでに設置している (設置 年 月)
- ② 設置予定である (年 月頃)
- ③ 検討中である
- ④ 今のところ、予定はない

(7) 連絡協議会や、法律に基づく「地域協議会」に対して、どのような役割を期待しますか。あてはまるものをすべて選択してください。

- ① 関係部局との情報や課題認識の共有
- ② 学校や社会教育施設等への情報・教材の提供
- ③ 学校や社会教育施設等への専門家の派遣
- ④ 民間団体等 (消費者団体・NPO等、企業・事業者団体等) との連携の強化
- ⑤ 教員対象の研修
- ⑥ 教材・広報物の作成
- ⑦ 関係部局が作成する教材・広報物に教育現場のニーズを反映
- ⑧ セミナー・シンポジウム等の開催
- ⑨ オリジナルな啓発講座の開発
- ⑩ その他 ()
- ⑪ 特になし

(8) 消費生活センターと連携して実施している取組について教えてください。実施している取組はありませんか。また、その内容はどのようなものですか。あてはまるものをすべて選択してください。

- ① 学校や社会教育施設等への情報・教材の提供
- ② 学校や社会教育施設等への専門家の派遣
- ③ 教員対象の研修事業の実施
- ④ 教材・広報物を共同で作成・配布
- ⑤ 広報物等で消費生活センターの情報を提供
- ⑥ セミナー・シンポジウムの開催
- ⑦ その他の取組
- ⑧ 連携した取組を実施していない
- ⑨ 域内に消費生活センターがない

(9) 消費者団体や企業・事業者団体と連携して実施している取組について教えてください。実施し

ている取組はありますか。また、その内容はどのようなものですか。あてはまるものをすべて選択してください。

- ① 学校や社会教育施設等への情報・教材の提供
- ② 学校や社会教育施設等への専門家の派遣
- ③ 教員対象の研修事業の実施
- ④ 教材・広報物を共同で作成・配布
- ⑤ 広報物等で消費生活センターの情報を提供
- ⑥ セミナー・シンポジウムの開催
- ⑦ その他の取組
- ⑧ 連携した取組を実施していない

(10) 地方消費者行政活性化基金を活用した事業を行ったことがありますか。

- ① 行ったことがある
- ② 行ったことはない
- ③ 今後行う予定である (年頃)
- ④ 地方消費者行政活性化基金を知らない

(11) 【(1)で①を選択した場合】 具体的にどのような形で貴教育委員会で基金を使用しているかお教えください。(自由記述)

II. 社会教育関連の取組について

(1) 貴教育委員会において、平成25年度に実施した(実施予定を含む)消費者教育関連の取組はありますか。(あてはまるものをすべて選択してください。)

- ① 教育委員会の予算で実施した取組がある
- ② 教育委員会の予算で実施する取組としてではないが、他部局や教育委員会の関連団体・組織が実施する取組に協力した
- ③ 教育委員会及び関連団体・組織で実施した取組はない

(2) 貴教育委員会が実施・協力した消費者教育関連の取組について、あてはまるものをすべて選択してください。

- ① 住民対象の学級・講座の実施
- ② 住民対象の指導者養成講座の実施
- ③ イベント・シンポジウム等の開催
- ④ パンフレット等の配布による情報提供
- ⑤ 消費者教育実施団体への補助・支援
- ⑥ 見守りボランティア等の登録・派遣
- ⑦ 取り組んだ事業はない
- ⑧ その他()

(3) 貴教育委員会が実施・協力した消費者教育関連の取組の内容(扱ったテーマ)について、あてはまるものをすべて選択してください。

- ① 悪質商法(マルチ商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス等)とその対処法
- ② 金融商品・投資に関するトラブルとその対処法
- ③ 振り込み詐欺とその対処法
- ④ 消費者金融等の利用に関するトラブル(多重債務含む)とその対処法
- ⑤ 携帯電話・スマートフォン、インターネットに関するトラブルとその対処法
- ⑥ クーリング・オフ等の制度や契約の取消しに関する知識
- ⑦ 契約の義務や権利、そのルール等について
- ⑧ 生涯を見通した計画的な生活設計について
- ⑨ クレジットの仕組みやキャッシングについて
- ⑩ 食品や製品の安全と表示について
- ⑪ 薬の正しい使い方や薬害の問題について

- ⑫ 災害時などの非常時における適切な消費行動について
- ⑬ 持続可能な社会を意識したライフスタイルについて
- ⑭ 環境に配慮した商品取引について(グリーンコンシューマー等)
- ⑮ 国際的な商品取引について(フェアトレード等)
- ⑯ 消費者市民社会について
- ⑰ その他()

(4) 【(2)で①～③を選択した場合】社会教育における消費者教育関連の取組について教えてください。代表的・特徴的な取組について、具体的にご回答をお願いします。(公民館や生涯学習センター等における取組も含みます。)

【回答項目】

- (4-1) 事業・講座名(回答票にご入力ください。)
- (4-2) 主催組織(回答票にご入力ください。)
- (4-3) 事業の概要(回答票にご入力ください。)
- (4-4) 消費者教育として扱った主な内容(あてはまるものすべて)
 - ① 悪質商法(マルチ商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス等)とその対処法
 - ② 金融商品・投資に関するトラブルとその対処法
 - ③ 振り込み詐欺とその対処法
 - ④ 消費者金融等の利用に関するトラブル(多重債務含む)とその対処法
 - ⑤ 携帯電話・スマートフォン、インターネットに関するトラブルとその対処法
 - ⑥ クーリング・オフ等の制度や契約の取消しに関する知識
 - ⑦ 契約の義務や権利、そのルール等について
 - ⑧ 生涯を見通した計画的な生活設計について
 - ⑨ クレジットの仕組みやキャッシングについて
 - ⑩ 食品や製品の安全と表示について
 - ⑪ 薬の正しい使い方や薬害の問題について
 - ⑫ 災害時などの非常時における適切な消費行動について
 - ⑬ 持続可能な社会を意識したライフスタイルについて

- ⑭ 環境に配慮した商品取引について（グリーンコンシューマー等）
- ⑮ 国際的な商品取引について（フェアトレード等）
- ⑯ 消費者市民社会について
- ⑰ その他（ ）

（４－５）対象者

- ① 主に親子を対象（例えば、小学校入学前の幼児とその保護者）
- ② 主に保護者を対象
- ③ 主に学校教育段階にある児童・生徒を対象
- ④ 主に若年層（高校生期～おおむね３０歳程度）を対象
- ⑤ 成人一般を対象
- ⑥ 主に高齢者（おおむね６０歳以上）を対象
- ⑦ 対象の限定なし

（４－６）取組の特徴・特色（あてはまるものすべて）

- ① 継続的・段階的な学習として構成している
- ② 受講者・参加者を呼び込む工夫をしている
- ③ 恒常的な取組によって広がり生まれている
- ④ 受講者が、学習した内容を地域等へ還元している
- ⑤ 消費者団体や企業、大学等の協力を得るなど、多様な主体が参画した取組となっている
- ⑥ 地域における取組と広域的な取組が連動性をもって行われている（例えば、市町村と都道府県、学区と市町村等）
- ⑦ 既に行われている他の関連分野での取組や、既存の組織・ネットワークを活用して消費者教育を実施している
- ⑧ 他の関連する観点（食育、環境、持続可能な社会、高齢者福祉等）も踏まえつつ消費者教育の充実が図られている
- ⑨ 単発的な事業としている

（４－７）他の機関との連携（あてはまるものすべて）

- ① 消費生活センター
- ② 地方公共団体（消費生活センター除く）の消費生活行政部局
- ③ 警察
- ④ 弁護士会・司法書士会
- ⑤ 金融広報委員会

- ⑥ 消費者団体
- ⑦ NPO等の民間団体
- ⑧ 企業・事業者団体
- ⑨ 大学生協
- ⑩ 地域の大学など
- ⑪ その他
- ⑫ 特に連携していない

Ⅲ. 学校教育関連の取組について

（１）学校において実施している消費者教育関連の取組について教えてください。代表的・特徴的な取組について、具体的にご回答をお願いします。

【回答項目】

- （１－１）事業名（回答票にご入力ください。）
- （１－２）実施した教科等（回答票にご入力ください。）
- （１－３）事業の概要（回答票にご入力ください。）
- （１－４）外部講師の属性（あてはまるものすべて）
 - ① 教育委員会職員（社会教育主事等）
 - ② 消費生活行政部局職員（③を除く）
 - ③ 消費生活センター職員（相談員含む）
 - ④ 福祉関係部局職員
 - ⑤ 警察官
 - ⑥ ①～④以外の行政職員
 - ⑦ 行政職員以外の消費生活関連の有資格者（消費生活専門相談員等）
 - ⑧ 大学教員
 - ⑨ 弁護士、司法書士等
 - ⑩ 地域の消費者団体
 - ⑪ NPO等の民間団体
 - ⑫ 企業・事業者団体

- ① 消費者教育に特化した研修を実施している
 - ② 研修の一部に消費者教育にかかる内容を含む研修を実施している
 - ③ 他機関が主催する研修に教職員を派遣している
- (4) (3) で回答した研修の内容について、お教えてください。(自由記述)

IV. 「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」、及び「消費者教育推進法」「消費者教育基本方針等」を踏まえた、今後の対応について

(1) 文部科学省では、平成23年3月に、「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」を作成しました。また、平成24年12月、「消費者教育の推進に関する法律」が施行、平成25年6月、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(基本方針)が閣議決定されました。これらを踏まえて、新たに、もしくは拡充して実施することとなった取組はありますか。(あてはまるものをすべて選択してください。)

- ① 新たに、もしくは拡充して実施することとなった取組がある
⇒ 回答票に具体例をご入力ください
- ② 新たに、もしくは拡充して実施することとなった取組はない
- ③ 「指針」について知らない
- ④ 「推進法」について知らない

(2) 貴教育委員会として、今後、特に重点的に行いたいと考えている取組について教えてください。(あてはまるものをすべて選択してください。)

- ① 学校における消費者教育の充実
- ② 社会教育施設における消費者教育の充実
- ③ 住民を対象とした啓発・情報提供
- ④ 高齢者等へのアウトリーチ(積極的に出向いて情報提供する)

- ⑬ その他
 - ⑭ 学校外からの講師等を招へいしていない
- (1-5) 消費者教育として扱った主な内容(あてはまるものすべて)

- ① 悪質商法(マルチ商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス等)とその対処法
- ② 金融商品・投資に関するトラブルとその対処法
- ③ 振り込み詐欺とその対処法
- ④ 消費者金融等の利用に関するトラブル(多重債務含む)とその対処法
- ⑤ 携帯電話・スマートフォン、インターネットに関するトラブルとその対処法
- ⑥ クーリング・オフ等の制度や契約の取消しに関する知識
- ⑦ 契約の義務や権利、そのルール等について
- ⑧ 生涯を見通した計画的な生活設計について
- ⑨ クレジットの仕組みやキャッシングについて
- ⑩ 食品や製品の安全と表示について
- ⑪ 薬の正しい使い方や薬害の問題について
- ⑫ 災害時などの非常時における適切な消費行動について
- ⑬ 持続可能な社会を意識したライフスタイルについて
- ⑭ 環境に配慮した商品取引について(グリーンコンシューマー等)
- ⑮ 国際的な商品取引について(フェアトレード等)
- ⑯ 消費者市民社会について
- ⑰ その他()

(2) 貴教育委員会が平成25年度に実施した(実施予定を含む)教職員対象の研修において、消費者教育に関する内容を扱っていますか。他機関が主催する研修への教職員への派遣も含まれます。あてはまるものを一つ選択してください。

- ① 扱っている
- ② 扱っていない
- ③ 現在は扱っていないが、今後実施予定()年頃から)
- ④ 研修は実施していない
- ⑤ その他()

(3) 【(2)で①を選択した場合】貴教育委員会が実施している教職員研修制度の実施内容について伺います。あてはまるものすべてを選択してください。

- ⑤ 学校教職員への研修
- ⑥ 教員の指導マニュアル、指導者手引きの作成
- ⑦ 社会教育における消費者教育の担い手の育成
- ⑧ 学校教育の教材の作成
- ⑨ 社会教育の教材の作成
- ⑩ 消費者行政部局（消費生活センター等）との連携の強化
- ⑪ 他の関連する部局（福祉、衛生、環境、税務等）との連携の強化
- ⑫ 大学等の高等教育機関との連携の強化
- ⑬ 民間団体等（消費者団体、企業・事業者団体等）との連携の強化
- ⑭ 既に応じられている他の関連分野での取組や、既存の組織・ネットワークの活用
- ⑮ 他の関連する教育（食育、環境、持続可能な社会、高齢者福祉等）との連携
- ⑯ 年代に応じた教育・啓蒙の充実
- ⑰ その他
- ⑱ 特になし

(3) 専教育委員会において、消費者教育を推進するにあたって、課題と考えていることについて教えてください。（あてはまるものをすべて選択してください。）

- ① どのような取組をすればよいかわからない
- ② 指導者や講師となる人材が少ない
- ③ 活用できる教材が少ない
- ④ 予算がない
- ⑤ 他の優先課題があり取り組めない
- ⑥ 関連する機関・民間団体等（消費者団体、企業・事業者団体等）との連携が十分でない
- ⑦ 消費者教育は教育委員会の範疇ではないと考える
- ⑧ その他
- ⑨ 特になし

(4) 課題の解決のために必要と考えることについて、教えてください。（あてはまるものをすべて選択してください。）

- ① 効果的な実践事例の紹介
- ② 教育関係者、消費者団体、企業等の関係者が一堂に会する機会の提供
- ③ 多様な主体が連携・協働するための仕組みの創設
- ④ 学級・講座の実施のための指導者養成の推進

- ⑤ 消費者被害の最新情報等の定期的な提供
- ⑥ パンフレット・教材等の作成・配布
- ⑦ ホームページにおける消費者教育関連情報の充実
- ⑧ イベント・シンポジウム等の開催
- ⑨ 消費者教育実施団体への財政的支援
- ⑩ 消費者教育実施団体への助言や人材育成に関する支援
- ⑪ 文部科学省との共催事業（消費者教育フェスタ等）の推進
- ⑫ その他
- ⑬ 特になし

調査項目（大学等）

団体名：

I. 学生・教職員に対する消費者問題に関する啓発・情報提供について

(1) 消費者問題について、学生に対してどのような方法で啓発・情報提供を行っていますか。あてはまるものすべてを選択してください。

- ① 入学時等におけるガイダンス
- ② シンポジウム・セミナー等の開催
- ③ 学内へのポスター等への提示
- ④ 学生便覧等への記載
- ⑤ 学生向けWebサイトへの掲載
- ⑥ メール配信
- ⑦ 刊行物の作成・配布
- ⑧ 保護者への情報提供
- ⑨ 校内放送による注意喚起・情報提供
- ⑩ その他
- ⑪ 特になし

(2) 消費者問題について、学生に対してどのような内容の啓発・情報提供を行っていますか。あてはまるものすべてを選択してください。

- ① 悪質商法（マルチ商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス等）とその対処法
- ② 金融商品・投資に関するトラブルとその対処法
- ③ 賃貸アパート契約等の契約に関するトラブルとその対処法
- ④ 学生ローン、消費者金融等の利用に関するトラブル（多重債務含む）とその対処法
- ⑤ 携帯電話・スマートフォン、インターネットに関するトラブルとその対処法
- ⑥ クーリング・オフ等の制度や契約の取消しに関する知識
- ⑦ 契約の義務や権利、そのルール等について
- ⑧ 生涯を見通した計画的な生活設計について
- ⑨ クレジットの仕組みやキャッシングについて
- ⑩ 食品や製品の安全と表示について
- ⑪ 特になし
- ⑫ 業の正しい使い方や業害の問題について

- ⑫ 災害時などの非常時における適切な消費行動について
- ⑬ 持続可能な社会を意識したライフスタイルについて
- ⑭ 環境に配慮した商品取引について（グリーンコンシューマー等）
- ⑮ 国際的な商品取引について（フェアトレード等）
- ⑯ その他

(3) 教職員に対して消費者問題に関する啓発・情報提供を行っていますか。あてはまるものすべてを選択してください。

【例】セミナーの開催、研修の実施、会議等での情報提供、メール配信、対応マニュアル等の作成・配布 など

- ① 全専任教員を対象に実施
- ② 生活指導・学生相談に関わる教職員を対象に実施
- ③ 新任教職員を対象に実施
- ④ 受講を希望する教職員を対象に実施
- ⑤ その他
- ⑥ 特になし

(4) また、教職員に対する啓発・情報提供を行っている場合、具体的な内容について、お教え下さい。（自由記述）

(5) 学生からの消費者問題についての相談は、どのような窓口において対応していますか。あてはまるものすべてを選択してください。

- ① 消費者問題に関する専用相談窓口において対応している
- ② 弁護士による法律相談窓口において対応している
- ③ 学生部等、大学事務局の学生生活担当部局において対応している
- ④ 学生生活全般に関する相談窓口において対応している

- ⑤ 学生のメンタルヘルスに関する相談窓口において対応している
- ⑥ ハラスメントに関する専用相談窓口において対応している
- ⑦ 特に相談窓口を設けていない
- ⑧ その他

II. 大学等において実施している消費者教育関連の取組について

(1) Iの啓発・情報提供や相談窓口のほかに、学生への消費者教育について行っている取組について、教えてください。

- ① 講義やゼミにおいて、消費者問題に関する教育・研究を行っている
- ② 地域と連携した消費者問題に対する地域貢献活動を（公開講座等）行っている
- ③ 消費者問題をテーマとしている学生のサークル・自主活動について支援している
- ④ 行っていない

(2) 【(1)で①を選択した場合】講義やゼミにおける消費者問題に関する教育・研究について教えてください。代表的・特徴的な取組について、具体的に回答をお願いします。（キーワードごとに平成25年度のシラバス等を検索し、講義名・文中に以下のキーワードの語句が含まれる科目を抽出してください。）

【キーワード】

消費者	消費生活	悪質商法 or 悪徳商法	多重債務	商品の表示
金融教育 or 金融経済教育	生活スキル or ライフスキル	生活設計 or 生涯設計		
フェアトレード or 公正取引	持続可能な社会 or ESD	環境教育	消費者市民社会	契約と解約

※上記キーワードのほかにも、消費者教育に関連する内容のものがあれば、ご回答ください。

【回答項目】

- (2-1) 科目名（回答票にご入力ください。）
- (2-2) 開設学部・学科名（回答票にご入力ください。）
※教職課程の場合「O」を記入
- (2-3) 学外の関係機関・団体との連携（回答票にご入力ください。）
- (2-4) 概要（回答票にご入力ください。）

(2-5) 受講対象者（あてはまるものすべて）

- ① 学部1年（短大1年、高専4年を含む）
- ② 学部2年（短大2年、高専5年以上を含む）
- ③ 学部3年
- ④ 学部4年以上
- ⑤ 修士・博士課程
- ⑥ いずれにも該当しない

(2-6) 受講対象者（あてはまるものすべて）

- ① 選択科目
- ② 必修科目
- ③ 単位を付与しない科目
- ④ ①～③のいずれにも該当しない

(2-7) 該当したキーワード（あてはまるものすべて）

- ① 消費者
- ② 消費生活
- ③ 悪質商法（or 悪徳商法）
- ④ 多重債務
- ⑤ 金融教育（or 金融経済教育）
- ⑥ 生活スキル（or ライフスキル）
- ⑦ 生活設計（or 生涯設計）
- ⑧ フェアトレード（or 公正取引）
- ⑨ 持続可能な社会（or ESD）
- ⑩ 環境教育
- ⑪ 消費者市民社会
- ⑫ その他

(3) 【(1)で②を選択した場合】地域と連携した消費者問題に対する地域貢献活動について教えてください。代表的・特徴的な取組について、具体的な内容、連携先機関等について、回答をお願いします。（自由記述）

(4) 【(1)】で③を選択した場合】学生のサークル・自主活動に対する支援について教えてください。あてはまるものを選び、代表的・特徴的な取組について、具体的に回答をお願いします。(自由記述)

Ⅲ. 他機関との連携状況について

(1) 学生の消費者問題に関する対応において、どのような機関と連携していますか。あてはまるものをすべて選択してください。

- ① 消費生活センター
- ② 地方公共団体(消費生活センター除く)の消費者行政部局
- ③ 警察
- ④ 弁護士会・司法書士会
- ⑤ 金融広報委員会
- ⑥ 消費者団体
- ⑦ NPO等の民間団体
- ⑧ 企業・事業者団体
- ⑨ 大学生協
- ⑩ 他大学等
- ⑪ その他
- ⑫ 特に連携していない

(2) 学生の消費者問題に関する対応において、他の機関とどのような連携を行っていますか。あてはまるものをすべて選択してください。

- ① 教材・広報物の共同作成・配布
- ② 相談窓口の紹介
- ③ 連携先機関が作成した教材・掲示物等による学生へ情報提供

- ④ 学生への講義・オリエンテーション講師を依頼
- ⑤ 学内教職員対象の研修講師を依頼
- ⑥ 学内関係組織との認識共有・意見交換
- ⑦ 個別の消費者問題相談対応における連携
- ⑧ 定期的な会議・会合の実施
- ⑨ その他

Ⅳ. 「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」、及び「消費者教育推進法」等を踏まえた、今後の対応について

(1) 文部科学省では、平成23年3月に、「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」を作成しました。また、平成24年12月、「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、平成25年6月には、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(基本方針)が閣議決定されました。これらを踏まえて、新たに、もしくは拡充して実施することとなった取組はありますか。(あてはまるものをすべて選択してください。)

- ① 新たに、もしくは拡充して実施することとなった取組がある
⇒回答票に具体例をご記入ください
 - ② 新たに、もしくは拡充して実施することとなった取組はない
 - ③ 「指針」について知らない
 - ④ 「推進法」について知らない
- (2) 真学において、今後、特に重点的に行いたいと考えている取組について教えてください。(あてはまるものをすべて選択してください。)

- ① 学生に対する啓発・情報提供
- ② 教職員に対する啓発・情報提供
- ③ 授業・ゼミにおける教育
- ④ 学生からの相談への対応
- ⑤ 地域と連携した地域貢献活動(公開講座等)
- ⑥ 学生のサークル・自主活動への支援
- ⑦ 民間団体等(消費者団体・NPO等、企業・事業者団体等)との連携強化
- ⑧ 消費生活に係る専門的人材の育成
- ⑨ 大学組織の危機管理の強化
- ⑩ 全学共通科目の必須とする

- ⑪ その他
- ⑫ 特になし

(3) 貴学において、消費者教育を推進するにあたって、課題と考えていることについて教えてください。(あてはまるものをすべて選択してください。)

- ① どのような取組をすればよいかわからない
- ② 指導者や講師となる人材がいない
- ③ 活用できる教材が少ない
- ④ 予算がない
- ⑤ 他の優先課題があり取り組めない
- ⑥ 関連する機関・民間団体等(消費者団体・NPO等、企業・事業者団体等)との連携が十分でない
- ⑦ その他
- ⑧ 特になし

(4) 課題の解決のために必要と考えることについて、教えてください。(あてはまるものをすべて選択してください。)

- ① 効果的な実践事例の紹介
- ② 教育関係者、消費者団体、企業等の関係者が一堂に会する機会の提供
- ③ 多様な主体が連携・協働するための仕組みの創設
- ④ 消費者被害の最新情報等の定期的な提供
- ⑤ 学生向けパンフレット・教材等の作成・配布
- ⑥ 大学等向け対応マニュアルの作成・配布
- ⑦ ホームページにおける消費者教育関連情報の充実
- ⑧ イベント・シンポジウム等の開催
- ⑨ 大学等への財政的支援
- ⑩ 大学等の教職員に対する研修
- ⑪ 消費者教育推進法に沿った教育・啓発のできる多様・多様な人材の育成
- ⑫ その他
- ⑬ 特になし